

浄化槽管理者 様

公益社団法人 広島県浄化槽協会

(TEL (082) 569-5540)

浄化槽法定検査(効率化検査)手数料の納付方法の拡大について

令和元年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、キャッシュレス化の推進がなされることになったことを受け、当協会としても、浄化槽管理者様の納付の利便性向上に取り組んでいるところです。

これまで浄化槽法定検査手数料の納付に当たっては、請求書に添付されている払込用紙を使用して、コンビニ、郵便局及び広島県内の農協で納付される場合は、払込手数料を無料として案内していましたが、今後は一部、スマートフォンアプリ等を利用したキャッシュレス決済の方法によっても納付（払込手数料無料）することができるようになりました。

現時点で納付することが可能なキャッシュレス決済方法は、下記の表「2」に示すとおり5種類ですが、今後も浄化槽管理者様の納付の利便性向上に取り組んで参りますので、引き続き、浄化槽法定検査への御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。





1. これまでの納付場所

○コンビニ

- ・セブン-イレブン
- ・ヤマザキデイリーストア
- ・ミニストップ
- ・ローソン
- ・セイコーマート
- ・ポプラ
- ・ファミリーマート
- ・デイリーヤマザキ
- ・MMK 設置店

○全国のゆうちょ銀行・郵便局

(令和4年1月17日から、協会の振込用紙を使用して「現金」でお支払いされる場合は、110円がお客様に加算されます。ただし、窓口・ATMで「通帳・キャッシュカード」を利用してゆうちょ口座から払込みされる場合は、加算料金(110円)はかかりません。)

お支払方法	窓口 	ATM 
払込取扱票+ (現金決済) 	¥5,110	¥5,110
払込取扱票+ (キャッシュレス決済) 	¥5,000	¥5,000

○広島県内の農業協同組合

2. 納付することが可能なキャッシュレス決済方法(令和3年12月1日現在)

- ・LINE Pay 請求書支払い
- ・PayPay
- ・ゆうちょ Pay
- ・PayB
- ・auPAY